

令和4年度(2022年度)
北海道アスベストセミナー 2022.11.14

特定粉じん排出等作業及び 北海道の取組について

北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課

説明概要

- **特定粉じん排出等作業について**
- **北海道におけるアスベスト対策の取組について**
- **その他**

特定粉じん排出等作業について

事前調査、説明、報告及び掲示

○ 事前調査の実施等【元請・自主施工者】

解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を実施

→ 調査結果及び届出事項を発注者に書面で説明（元請のみ）

→ 調査結果の記録の作成と保存（解体等工事が終了した日から3年間）

→ 電子システムによる調査結果の報告（令和4年4月より）

→ 特定粉じん排出等作業の方法について下請負人への説明

→ 調査結果を解体等工事の場所に掲示

（掲示事項： 調査を行った者の氏名又は名称、住所、法人代表者氏名、調査を終了した年月日、調査の方法、特定建築材料の種類）

※「特定粉じん排出等作業」： 特定建築材料（吹付け石綿その他の石綿を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料）が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業。

※「解体等工事」： 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事。

※「特定工事」： 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事。

特定粉じん排出等作業について

届出

○ 元請業者への配慮【発注者】

発注者は、元請業者に対して、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付けないように配慮。

○ 特定粉じん排出等作業実施届出書の提出【発注者・自主施工者】

届出対象特定工事においては、解体等工事の作業開始の日の
14日前までに提出

(提出先)

- ・ 建築物等の所在地を所管する(総合)振興局保健環境部環境生活課
- ・ 大気汚染防止法政令市(札幌市、旭川市、函館市、小樽市、室蘭市及び苫小牧市)においては、各市の環境行政担当部局

○ 特定粉じん排出等作業完了報告書【発注者・自主施工者】

解体等工事の作業完了時に提出(提出先は上記同)

※「届出対象特定工事」： 特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの。

特定粉じん排出等作業について

作業基準

○ 掲示等【元請・自主施工者】

調査結果及び作業方法等を工事現場に掲示 (42.0cm×29.7cm以上)

・ 調査結果の掲示内容：

元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果など

・ 作業方法等の掲示内容：

届出年月日、届出先、元請業者の名称、作業実施期間及び方法など

調査結果の写しを現場へ備え置き

○ 作業の方法【元請・自主施工者】

作業の種類に応じて作業基準を規定

- ・ 作業場の隔離、養生、出入口に前室の設置、作業場及び前室の負圧化
- ・ 集じん・排気装置の使用、特定建築材料の薬液等による湿潤化
- ・ 装置等の動作確認、作業内容の記録 など

○ 作業の記録の作成、報告及び保存【元請・自主施工者】

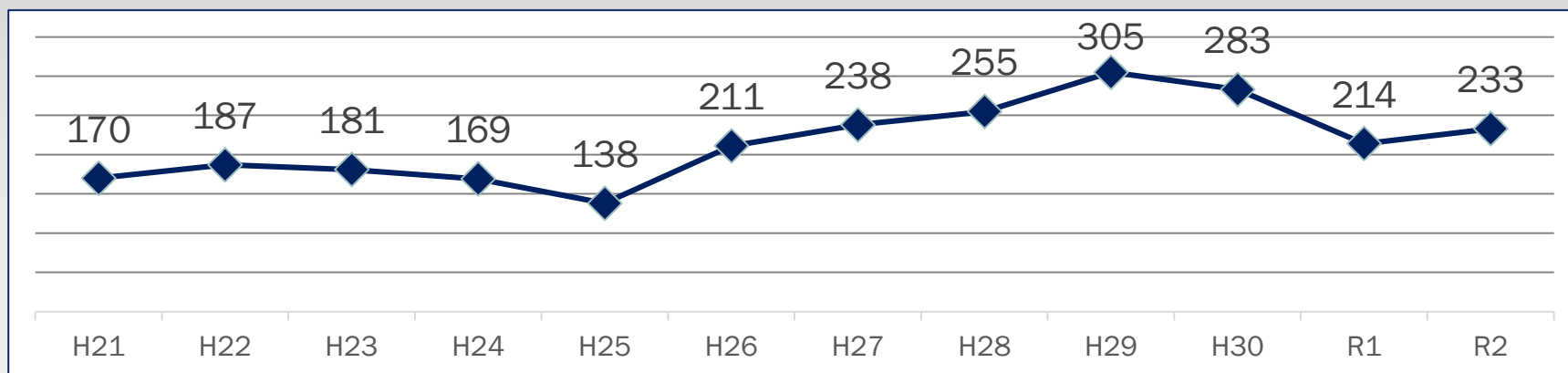
作業結果を発注者に書面で報告 (元請のみ)

作業記録及び発注者への報告書面の写しの保存

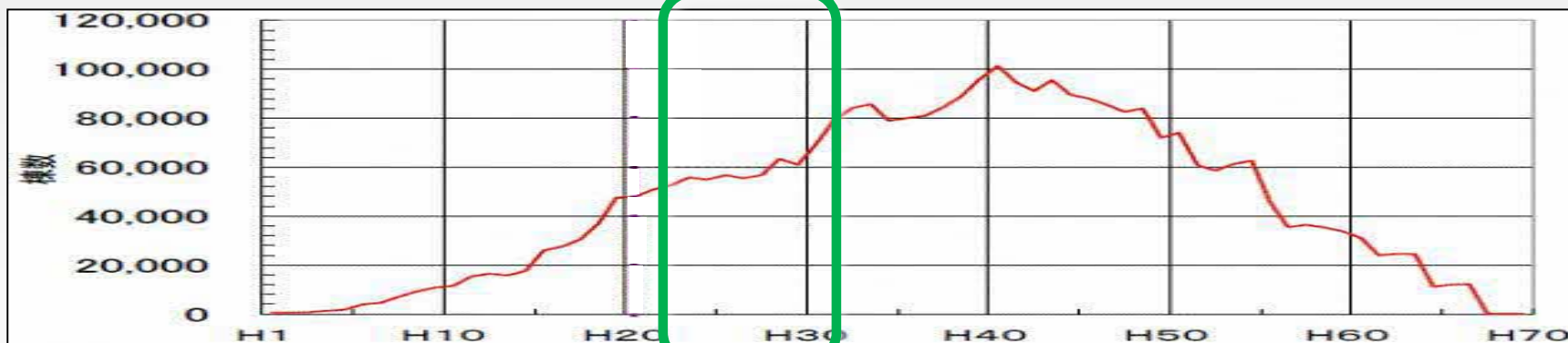
(特定工事が終了した日から3年間)

特定粉じん排出等作業について

道における届出件数の推移



石綿を含む可能性のある民間建築物の年度別解体棟数（推計）



<国土交通省 社会資本整備審議会建築分科会 アスベスト対策部会資料>

特定粉じん排出等作業について

不適切な事例

- 工事の施工現場が届出書の添付図面と整合していない
- 隙間があるなど隔離措置が不十分
- 掲示板が設置されていない、設置場所が不適切、記載内容の不足
- 除去工事の際の養生漏れのため、アスベストが作業場外へ飛散
- 書面での事前調査は行ったが、現地での調査を行っていなかったため、解体時に書面に記載されていないアスベストを発見、工事中断

北海道におけるアスベスト対策の取組について

アスベスト(対策)に関する情報の公表、普及・啓発

<北海道アスベスト情報ポータルサイト>

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/contents/asbest/asbest.htm>

- トピックス
- 北海道の取組
 - 北海道アスベスト対策ハンドブック
 - 道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル
- 北海道のアスベスト指導指針等
- 吹付けアスベスト等使用状況調査結果
- 特定粉じん排出等作業実施届出書等（大気汚染防止法）
- Q & A
- アスベスト関係法令
- 健康被害対策状況
- 融資制度
- アスベスト相談窓口
- アスベストの点検、調査、測定・分析に関すること
- 吹付けアスベストの除去技術等



北海道におけるアスベスト対策の取組について

北海道アスベスト対策ハンドブック <令和元年(2019年)6月改訂>

第1章 アスベストに関する基本情報

第2章 本道におけるアスベストの現況と対策

第3章 アスベストに関する法規制及び行政指導

第4章 石綿健康被害への救済制度

第5章 総合的なアスベスト対策の取組

参考資料

※現在、改訂作業中



北海道におけるアスベスト対策の取組について

アスベスト対策に関する諸会議

○ アスベスト問題対策連絡会議（S62(1987)年9月設置）

道関係部局（道警本部を含む）により構成し、各機関の対応状況等についての意見交換や、今後の対策等を検討

※（H18(2006)年からH25(2013)年までの間、知事を本部長とする「アスベスト対策本部」設置により休止）

○ 北海道アスベスト問題連携会議（H17(2005)年8月設置）

国、道、市町村、関係団体により構成し、アスベスト対策に関する意見・情報交換を通じて関係機関が連携を図る